

# 野洲市屋外広告物条例のあらまし

野洲市屋外広告物条例を

平成 26 年 8 月 1 日から施行します。

(未定稿)

## 目次

はじめに	1
屋外広告物とは・広告主及び広告業者の方へ	2
禁止広告物等・禁止物件	3
一般基準・広告物の種類	4
地域区分概要図	5
許可申請が必要な広告物	6
地域別規制内容 第 1 種規制地域	7
地域別規制内容 第 2 種規制地域	8
地域別規制内容 第 3 種規制地域	9
地域別規制内容 第 4 種規制地域	10
許可を要しない広告物	11
設置する場合の申請等手続き	12
許可の期間及び手数料・管理義務・除却義務	13
違反物件に対する措置	14
経過措置	15

## はじめに

野洲市では、屋外広告物法の規定に基づき、野洲市屋外広告物条例を制定しました。条例は、野洲市景観形成方針を踏まえ市独自のまちなみを創出し魅力ある良好な景観の誘導を図るため、広がりのある良好な景観の形成と自然豊かな景観の保全に向けた規制となっています。

このあらましは条例の内容をわかりやすく解説したもので、良好な景観を形成し、又は公衆に対する危害を防止するために、市内の屋外広告物について必要な規制を行っていきます。屋外広告物に対する規制基準にご理解とご協力をいただき、市民や事業者の皆さんと共に協働による、景観まちづくりを進めていくこととします。

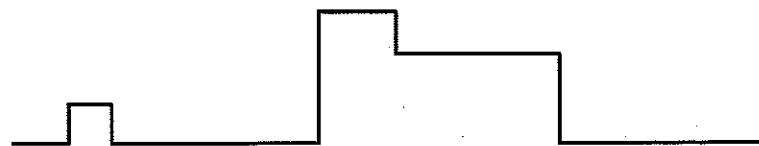
## 屋外広告物とは（条例第2条）

屋外広告物とは、営利、非営利を問わず、次の4つの要件を全て満たしているものをいいます。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に向けられて表示されるもの
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

※商標のロゴやシンボルマーク、イメージが伝わるイラストや写真などは屋外広告物に該当します。

※街頭で配布されるチラシや建物内部の表示物（ショーウィンドウの展示など）は屋外広告物に該当しません。



## 広告主及び広告業者の方へ（条例第3条）

- ・屋外広告物を設置しようとする方は条例の規定している地域区分ごとの基準数値や手続き方法を守り、周囲の景観との調和に努めてください。
- ・広告業者の方は広告主と連携し、条例の規定している基準数値等を守り、そのための適正な措置を講じよう努めてください。
- ・屋外広告物の設置業務を発注する場合は、滋賀県の登録業者から選定してください。

※登録業者の名簿は滋賀県土木交通部都市計画課のウェブサイトに掲載しています。

※滋賀県内で屋外広告業を営もうとする方は、知事の登録を受けなければなりません。登録した営業所には、法令の遵守・安全の確保・帳簿の記録等を担う業務主任者を置くことが義務付けられています。詳細は滋賀県にお問い合わせください。

次のページより、屋外広告物を単に「広告物」と表記します。

## 禁止広告物等（条例第4条）

次の広告物は表示・掲出することはできません。

- ① 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- ② 著しく破損し、又は老朽したもの
- ③ 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- ④ 信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

## 禁止物件（条例第5条）

次の物件に、広告物を表示・設置することはできません。又、道路の路面に表示することもできません。電柱、街灯柱その他電柱の類には、はり紙、はり札、立看板若しくは広告旗又はこれらに類するものを表示してはいけません。

### 【禁止物件の一例】

挿絵挿入予定

橋りょう 街路樹 郵便ポスト 信号機

挿絵挿入予定

道路標識 ガードレール 消火栓 電柱

## 一般基準

全ての広告物に共通する一般基準は次のとおりです。

- ① 都市及び自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境に調和させること。
- ② 原則として地色は、黒及び原色を使用しないこと。
- ③ 蛍光及び螢光を伴う塗料又は材料を用いないこと。
- ④ 照明を伴うものにあっては、昼間において良好な景観又は風致を害しないこと。
- ⑤ 可変表示式広告物にあっては、その点滅速度は努めて緩やかなものとすること。
- ⑥ 道路標識、信号機等の付近では、交通安全の妨げとならないようにすること。

## 広告物の種類

### ■自家用広告物

- 自己の店名、商標、事業内容などを自己の住所、営業所、工場等に表示するもの

### ■案内図板

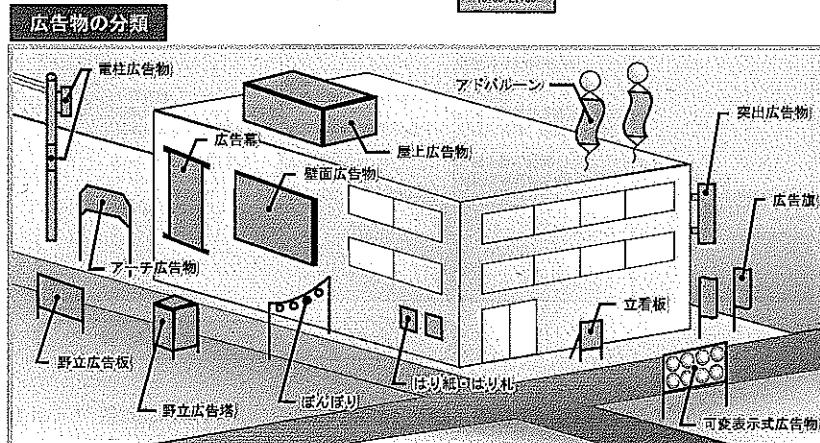
- 非自家用広告物のうち、地図や矢印等の案内内容が表示面積の40%以上を占めている広告物



案内内容  
40%以上

### ■非自家用広告物

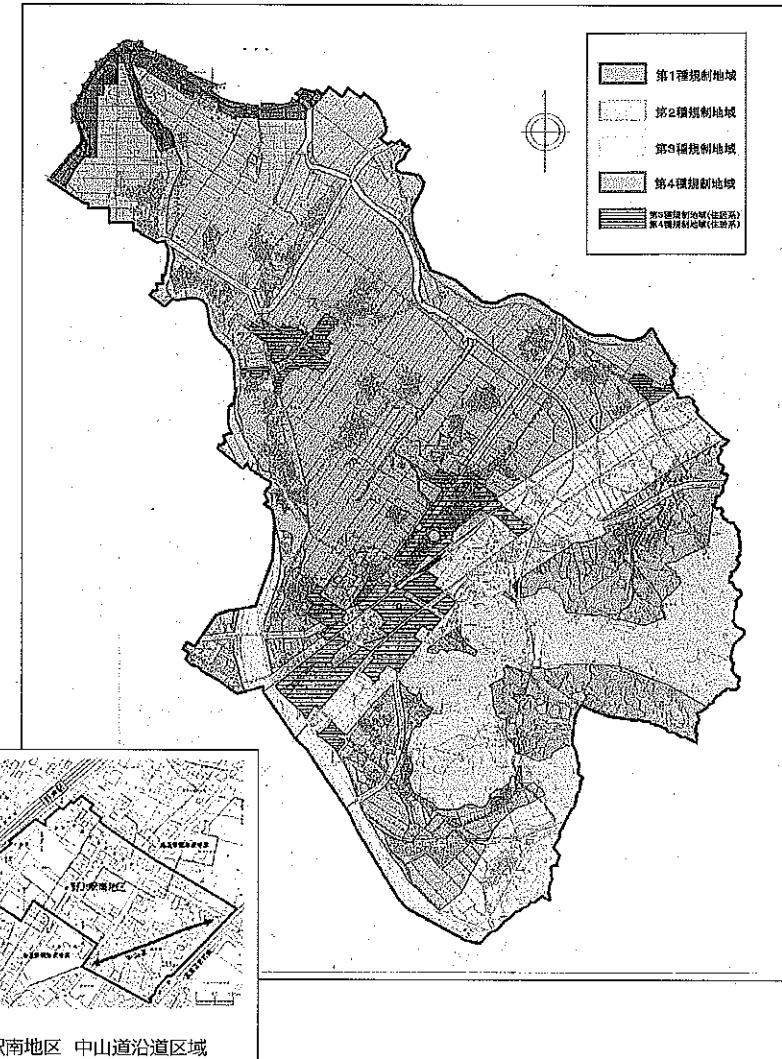
- 自家用広告物に該当しないもの



## 地域区分概要図（条例第6条）

市域を第1種規制地域から第4種規制地域の4つに大別し、地域の特性に応じた規制を図ります。

※これは地域区分を示す概要図ですので詳しくは市にお問い合わせください。



## 許可申請が必要な広告物（条例第7条）

市の区域に一定規模を超える広告物を表示し、又は設置しようとする場合は市の許可を受けなければなりません。規制地域や広告物の種類ごとの基準を確認し、必要な手続きを行ってください。

### 許可申請が必要な広告物

地域の種類	第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域
		ロード	イエロー 赤枠 ライム 赤枠	赤枠
各地域の範囲	野洲市景観計画に定める琵琶湖景観形成地区（琵琶湖景観形成特別地区含む） 野洲市景観計画に定める野洲駅南地区のうち、中山道沿道区域	第1種低層住居専用地域 風致地区 指定文化財の周囲50m 史跡名勝天然記念物の指定範囲 名神高速道路 都市計画公園 都市計画緑地 墓地	野洲市景観計画で定める野洲駅南地区的うち、中山道沿道を除く区域 国道8号線、国道477号線、県道2号線の道路境界から30m以内 鉄道から100m以内 名神高速道路または新幹線から500m以内の地域 住居系用途地域（※1）の区域	第1種～第3種規制地域以外の野洲市全域 住居系用途地域（※1）の区域
自家用広告物	総面積が5m <sup>2</sup> を超える場合は許可申請が必要		総面積が10m <sup>2</sup> を超える場合は許可申請が必要	
非自家用広告物（野立広告物）		設置できません（※2）	設置できません（※2）	
非自家用広告物（野立広告物以外）	設置できません（※2）		設置する場合は、すべて許可が必要	設置する場合は、すべて許可が必要

(※1)：都市計画法に基づく第1種および第2種中高層住居専用地域、第1種および第2種住居地域、準住居地域を指します。

(※2)：「案内図板」は許可を受けて設置できます。

\*野立広告物は、野立広告板と野立広告塔を指します。

## 地域別規制内容 第1種規制地域

地域の種類	規制内容		
自家用広告物の基準	総量規制	15m <sup>2</sup>	
野立広告板、塔	表示面の幅 高さ	幅:4.5m以下 地上から10m以下	
壁面	面積 高さ等	壁面の面積×1/4 壁面からはみ出さない	
突出	突出幅 上端の高さ 下端の高さ	取付壁面から1.5m以内かつ官民境界から1m以内 取付壁面の高さを超えない 【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上	
屋上	高さ等	設置できません	
可変表示式広告物		設置できません	
非自家用広告物の基準	野立広告板 野立広告塔 壁面 突出 屋上	面積等 高さ 面積等 高さ 面積 高さ等 突出幅 上端の高さ 下端の高さ 高さ等 同一広告主の広告物に関する相互間距離 可変表示式広告物	設置できません
案内図板	面積 高さ	一面3m <sup>2</sup> 以下 (2者以上で共同表示する場合は一面あたり5m <sup>2</sup> 以下)	
電柱広告	卷付 袖付	4.5m以下(脚含む) 500m以上 下端の高さ：地上高1.2m以上 長さ：1.8m以下 内容は案内図板に限る 下端の高さ：【車道】地上高4.7m以上【歩道】地上高2.7m以上 長さ：1.5m以下 突出幅：0.9m以下 表示面積：1.2m <sup>2</sup> 以下 内容は案内図板に限る	

## 地域別規制内容 第2種規制地域

地域の種類		第2種規制地域				
	ロード					
<b>総量規制</b>		15m <sup>2</sup>				
自家用広告物の基準	野立広告板、塔	表示面の幅 高さ	幅: 4.5m以下 地上から10m以下			
	壁面	面積 高さ等	壁面の面積×1/3 壁面からはみ出さない			
	突出幅		取付壁面から1.5m以内かつ官民境界から1m以内			
	突出	上端の高さ	取付壁面の高さを超えない			
		下端の高さ	【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上			
	屋上	高さ等	建物の高さ×2/3かつ3m以下 建物の幅をはみ出さないこと			
	可変表示式広告物					
非自家用広告物の基準	野立広告板	面積等 高さ	設置できません			
	野立広告塔	面積等 高さ	設置できません			
	壁面	面積 高さ等	設置できません			
	突出幅		設置できません			
	突出	上端の高さ	設置できません			
		下端の高さ	【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上			
	屋上	高さ等	建物の高さ×1/2かつ5m以下 建物の幅をはみ出さないこと			
	同一広告主の広告物に関する相互間距離			100m以上		
	可変表示式広告物			設置できません		
案内図板	面積	一面5m <sup>2</sup> 以下 (2者以上で共同表示する場合は一面あたり8m <sup>2</sup> 以下)				
	高さ	4.5m以下(脚含む)				
	同一広告主の広告物に関する相互間距離	500m以上				
電柱広告	巻付	下端の高さ: 地上高1.2m以上 長さ: 1.8m以下 内容は案内図板に限る				
	袖付	下端の高さ: 【車道】地上高4.7m以上【歩道】地上高2.7m以上 長さ: 1.5m以下 突出幅: 0.9m以下 表示面積: 1.2m <sup>2</sup> 以下 内容は案内図板に限る				

## 地域別規制内容 第3種規制地域

地域の種類		第3種規制地域		
	イエロー	赤斜線		
自家用広告物の基準	<b>総量規制</b>	—		
	野立広告板、塔	表示面の幅 高さ	地上から20m以下 地上から10m以下	
	壁面	面積 高さ等	壁面の面積×1/2 壁面の面積×1/3 壁面からはみ出さない	
	突出幅		取付壁面から1.5m以内かつ官民境界から1m以内	
	突出	上端の高さ	取付壁面の高さを超えない	
		下端の高さ	【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上	
	屋上	高さ等	建物の高さ×2/3かつ5m以下 建物の幅をはみ出さないこと	
	可変表示式広告物			
非自家用広告物の基準	野立広告板	面積等 高さ	設置できません	
	野立広告塔	面積等 高さ	設置できません	
	壁面	面積 高さ等	壁面の面積×1/2 壁面の面積×1/3 壁面からはみ出さない	
	突出幅		取付壁面から1.5m以内かつ官民境界から1m以内	
	突出	上端の高さ	取付壁面の高さを超えない	
		下端の高さ	【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上	
	屋上	高さ等	建物の高さ×1/2かつ5m以下 建物の幅をはみ出さないこと	
	同一広告主の広告物に関する相互間距離			
	可変表示式広告物			
案内図板	面積	一面5m <sup>2</sup> 以下 (2者以上で共同表示する場合は一面あたり8m <sup>2</sup> 以下)		
	高さ	4.5m以下(脚含む)		
	同一広告主の広告物に関する相互間距離	100m以上		
電柱広告	巻付	下端の高さ: 地上高1.2m以上 長さ: 1.8m以下		
	袖付	下端の高さ: 【車道】地上高4.7m以上【歩道】地上高2.7m以上 長さ: 1.5m以下 突出幅: 0.9m以下 表示面積: 1.2m <sup>2</sup> 以下		

## 地域別規制内容 第4種規制地域

地域の種類		第4種規制地域	
		赤斜線	
数量規制		—	
自家用広告物の基準	野立広告板、塔	表示面の幅 高さ	
		地上から20m以下	地上から10m以下
	壁面	壁面の面積×1/2	壁面の面積×1/3
	高さ等	壁面からはみ出さない	
	突出幅	取付壁面から1.5m以内かつ官民境界から1m以内	
	上端の高さ	取付壁面の高さを超えない	
	下端の高さ	【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上	
	屋上	建物の高さ×2/3かつ5m以下 建物の幅をはみ出さないこと	
	可変表示式広告物	—	
非自家用広告物の基準	野立広告板	面積等	一面30㎡以下
		高さ	縦4.5m以下かつ地上高7m以下
	野立広告塔	面積等	一面あたり14㎡以下かつ一面の幅:2m以下
		高さ	地上高7m以下
	壁面	面積	壁面の面積×1/2
		高さ等	壁面からはみ出さない
	突出幅	取付壁面から1.5m以内かつ官民境界から1m以内	
	上端の高さ	取付壁面の高さを超えない	
	下端の高さ	【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上	
	屋上	建物の高さ×1/2かつ5m以下 建物の幅をはみ出さないこと	
同一広告主の広告物に関する相互距離	『JR琵琶湖線からの距離が100mを超え500m以下の範囲』:100m 『国道8号線、国道477号線および大津能登川長浜線から30mを超えて500m以下の範囲』:100m 『東海道新幹線および名神高速道路からの距離が500mを超えて1000m以下の範囲』:300m ※対象:非自家用広告物全般		
	可変表示式広告物	—	
案内看板	面積	一面30㎡以下	
	高さ	縦4.5m以下かつ地上高7m以下	
	同一広告主の広告物に関する相互距離	非自家用広告物の基準の上記に同じ	
	電柱広告	塔付	下端の高さ: 地上高1.2m以上 長さ: 1.8m以下
		袖付	下端の高さ: 【車道】地上高4.7m以上 【歩道】地上高2.7m以上 長さ: 1.5m以下 突出幅: 0.9m以下 表示面積: 1.2㎡以下

## 許可を要しない広告物等（条例第8条・第9条）

次の広告物は規制の対象外として取り扱い、許可を受けずに表示又は設置することができます。この場合においても周辺の景観に配慮した広告物となるよう努めてください。

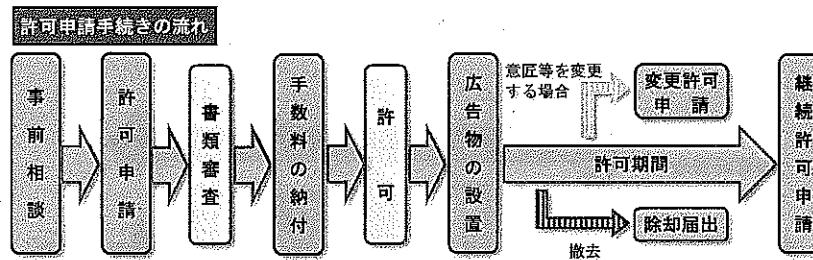
### ●禁止物件又は規制地域の許可を受けずに表示・設置できる広告物

- ①法令の規定により表示するもの（道路標識など）
- ②公職選挙法による選挙運動のために使用するポスターや立て札など
- ③非常災害やその他緊急の必要がある場合に表示するもの
- ④禁止物件に管理者が管理用広告物として表示するもので5m以内のもの
- ⑤国又は地方公共団体が表示するもの（あらかじめ通知が必要）
- ⑥公共的団体が公共的目的をもって表示するもの（あらかじめ届出が必要）

### ●規制地域の許可を受けずに表示・設置できる広告物

- ①自家用広告物で、表示面積の合計が一定規模以下のもの
  - 第1種規制地域・第2種規制地域 5m以内
  - 第3種規制地域・第4種規制地域 10m以内
- ②冠婚葬祭又は祭礼等のため慣例上一時的に表示するもの
- ③講演会、講習会、展覧会、音楽会などの会場敷地内で表示するもの
- ④建設工事についてその工事期間中に表示されるもの（宣伝の用に供されないもの）
- ⑤人、動物又は車両など移動するものに表示する広告物
- ⑥政治資金規正法による届出を行った政党その他の政治団体が表示する立看板、広告旗、はり紙又ははり札等で、基準に適合するもの

## 設置する場合の申請手続き（条例第11条・第14条～第16条）



### ○新規許可申請について

- ・屋外広告物が掲出できる地域か、基準は満たしているか等、事前に相談のうえ、新規の許可申請手続きを行ってください。
- ・関係法令に基づく手続きが必要な場合、屋外広告物許可申請書を提出するまでに、原則として必要な手続きを完了してください。

### ○継続許可申請について

- ・継続して広告物を表示する場合は、許可期間満了の10日前までに許可申請が必要です。

### ○変更許可申請について

- ・許可を受けた広告物の意匠等を変更しようとする場合は、計画段階において事前にご相談ください。

### ○屋外広告物申請者・管理者の住所氏名変更届出について

- ・許可期間中に申請者・管理者の住所または氏名を変更した場合、住所指名変更届出書を提出してください。手続きを怠ると、許可期間満了時に送付する「屋外広告物の許可期間満了に伴う継続許可申請について（通知）」が届かない場合があります。

### ○除却届出について

- ・不要となった広告物は必ず除却し、除却届出書を提出してください。

- ◆申請書の様式及び添付書類一覧表については、野洲市のホームページからダウンロードできます。
- ◆関係法令に基づく手続きとは、高さが4mを超える広告塔などを設置する場合の建築基準法に基づく工作物の確認申請や道路法に基づく道路占用許可、道路交通法に基づく道路使用許可等があります。
- ◆工作物確認の対象となる広告物の管理者は、屋外広告物講習会修了者などの資格を有した者でなければなりません。
- ◆手数料は広告物の種類、大きさ、許可期間によって異なります。
- ◆広告物の設置等を依頼される場合は、滋賀県の屋外広告業の登録業者から選定してください。

## 許可の期間及び手数料（条例第12条・第29条）

広告物の区分ごとに、許可の期間及び手数料を定めています。

### 【野洲市手数料条例より】

区分	単位	金額	許可期間
看板、広告板及び広告塔(これらに類するネオン類照明広告物を含む。)並びにこれらを掲出する物件	面積が1m <sup>2</sup> 未満	1個	440円
	1m <sup>2</sup> 以上2m <sup>2</sup> 未満	1個	830円
	2m <sup>2</sup> 以上5m <sup>2</sup> 未満	1個	1,060円
	5m <sup>2</sup> 以上10m <sup>2</sup> 未満	1個	2,130円
	10m <sup>2</sup> 以上のもの	1個	3,100円に10m <sup>2</sup> を超える部分の面積が5m <sup>2</sup> 増すごとに1,060円を加算した額
立看板及び広告旗	1個	250円	6ヶ月以内
はり紙(つり下げるものを含む。以下この表において同じ)	100枚	420円	2ヶ月以内
はり札(面積0.15m <sup>2</sup> 未満のもの)	1枚	90円	1年以内
電柱及び街灯柱広告物並びにこれらに類するもの	1件	420円	2年以内
アーチ広告物	1個	4,170円	3年以内
広告幕	1枚	420円	2ヶ月以内
アドバルーン	1個	1,060円	1ヶ月以内
ぼんぱり	1個	90円	2ヶ月以内

### 備考

- 1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして手数料を徴収する。
- 2 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 3 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

## 管理義務・除却義務（条例第17条・第18条）

広告物の表示者又は管理者は、広告物の補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。

又、許可期間が満了したとき、許可が取り消されたとき、又は広告物の表示が必要でなくなったときは、その日から10日以内に撤去し、規則に定める除却届出書により届け出してください。

## 違反物件に対する措置など（条例第19条～第28条、第33条、第34条）

許可が必要だと規定されているのに許可を受けなかった者、期限を過ぎても撤去しない者、その他必要な届出を怠り、または虚偽の申請をした者に対して行政指導を行います。違反がつづく場合には30万円以下の罰金に処せられる場合があります。さらに、違反広告物に対する市長の除却命令に違反した者は、最高で50万円以下の罰金に処せられる場合があります。

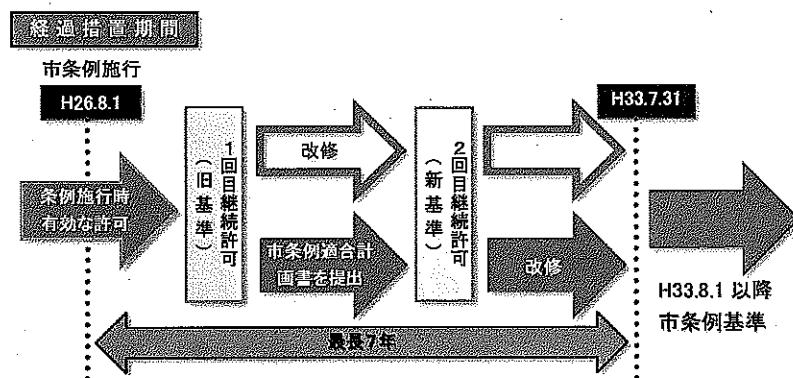
また、違反広告物を強制的に撤去する場合があります。特に条例に違反して掲出されているはり紙、はり札、広告旗および立看板等については、事前の通告なく撤去します。

## 窓口など

### 経過措置

野洲市屋外広告物条例の施行前において適法に掲出されていた屋外広告物のうち、市条例の施行に伴って基準に適合しなくなるものについては、原則として、市条例施行後2回目の許可申請を行うまでの間に、市条例の基準に適合するための改修を行ってください。

ただし、市条例施行後1回目の許可を受けた屋外広告物のうち、2回目の許可申請を行うまでの間に適合改修計画が示されたものについては、平成33年7月31日までを経過措置期間とします。



野洲市都市建設部都市計画課

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1

TEL: 077-587-6324 FAX: 077-586-2176

e-mail: tosi@city.yasu.lg.jp